

審 査 基 準

1. 事業名

購買管理システム一式

2. 審査方法

実演デモ動画、応札仕様書（要件確認チェックリスト）、付加提案書、見積書等に基づき、琉球大学内に設置する「購買管理システム審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する質疑、確認および追加資料の提出を求める場合がある。

3. 評価方法

評価基準表の評価区分および評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該応募者の得点とする。各委員の採点は 100 点満点とする。

【評価基準表】

評価区分	評価項目	配点	小計	評価基準
(1) 実演デモ動画	① 画面デザインとユーザビリティ（視覚・構造のわかりやすさ）	5 点	20 点	評価詳細基準 I. のとおり
	② 検索・申請・承認の操作性（画面遷移・入力のしやすさ）	5 点		
	③ 予算制御および一時保存の確実性（誤申請防止・制御）	5 点		
	④ 業務再現性と帳票・検収確認（デジタル押印・実業務適合）	5 点		
(2) 機能要件	① 機能要件書（別紙 1）における加点項目（全 19 項目）	各 2 点	38 点	対応可能/改修にて対応可能/ニッセイコム調整必要：2 点 一部対応可能：1 点 対応不可/未記載：0 点

(3) 非機能要件	① 非機能要件書（別紙2）における加点項目（全5項目）	各2点	10点	対応可能/改修にて対応可能/ニッセイコム調整必要：2点 一部対応可能：1点 対応不可/未記載：0点
(4) 付加提案（自由提案）	① 【必須】業務フローの最適化提案（財務会計連携図含む）	5点	17点	評価詳細基準Ⅱ. のとおり
	②～⑤ その他の自由提案（任意選択・最大4項目）	各3点		
(5) 金額（コスト）	① 導入時のコスト	5点	10点	評価詳細基準Ⅲ. のとおり
	② ランニングコスト	5点		
(6) ワーク・ライフ・バランス等の取組	① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等	5点	5点	評価詳細基準Ⅳ. のとおり

※機能要件書（別紙1）および非機能要件書（別紙2）において「必須」と指定された要件を満たさない項目が1項目でもある場合は、採点対象外（失格）とする。なお、必須要件における「一部対応可能」、「改修にて対応可能」および「株式会社ニッセイコムと調整必要」との内容の回答については、採点対象として取り扱う。

※複数提案者の合計得点が同点の場合は、(5) 金額（コスト）の合計点が高い者を上位とする。

【評価詳細基準】

I. 「(1) 実演デモ動画」に係る評価基準

評価項目ごとに以下の基準で採点する。

評価基準の目安	得点
大変優れている提案・実演となっている	5点
優れている提案・実演となっている	4点
普通（標準的）な提案・実演となっている	3点
やや劣る提案・実演となっている	2点
劣る	1点

Ⅱ. 「(4) 付加提案（自由提案）」に係る評価基準

① 【必須】業務フローの最適化提案

教員および事務担当者の作業ステップ削減・効率化および財務会計システム連携の実現性・妥当性を総合的に評価し、以下の基準で採点する。

評価基準の目安	得点
大変優れている提案	5 点
優れている提案	4 点
普通（標準的）な提案	3 点
やや劣る提案	2 点
劣る提案	1 点

② ～⑤ その他の自由提案（最大 4 項目 [各 3 点×4 項目]）

提案項目ごとに以下の基準で採点する。

評価基準の目安	得点
大変優れている・優れている提案	3 点
普通（標準的）な提案	2 点
やや劣る・劣る提案	1 点
提案なし	0 点

Ⅲ. 「(5) 金額（コスト）」に係る評価基準

見積書について、応募者間の相対評価により以下の基準で採点する。

① 導入時のコスト

評価基準	得点
応募者のうち最安値	5 点
次点（2 位）	3 点
3 位以下	1 点

② ランニングコスト

評価基準	得点
応募者のうち最安値	5 点
次点（2 位）	3 点
3 位以下	1 点

IV. 「(6) ワーク・ライフ・バランス等の取組」に係る評価基準

以下の①～③の認定等の中で該当する最も配点の高い区分(1つ)により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 1.7 点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝ 2.5 点
- ・認定段階3 ＝ 3.3 点
- ・プラチナえるぼし認定 ＝ 5.0 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝ 0.8 点

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定）＝ 1.7 点

・トライくるみん認定①（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）＝ 2.5 点

・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））＝ 2.5 点

・トライくるみん認定②（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）＝ 2.5 点

・くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による

改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。）＝ 2.5 点

・くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定）＝ 3.3 点

・プラチナくるみん認定 ＝ 5.0 点

・行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝ 0.8 点

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定 ＝ 3.3 点

④ 上記に該当する認定等を有しない ＝ 0 点

※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分（最大 5.0 点）により評価を行うものとする。